# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	税収納に関する事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吉備中央町は、税収納に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

岡山県吉備中央町長

### 公表日

令和3年9月1日

[平成31年1月 様式2]

### I 関連情報

<u>- M-101M</u>	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	税収納に関する事務
②事務の概要	地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により、町税の収納に関する事務を行うもの。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①町税の収納、還付、充当等を行う収納管理 ②督促状等送付や滞納整理 ③納税者の宛名情報の特定
③システムの名称	収納消込システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル:	名 2

収納情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠

- 1. 番号法第9条第1項 別表第一 16項
- 2. 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

 (3) 実施の有無
 (選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) ま空

②法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 27、42、45及び46項

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署②所属長の役職名税務課長

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 古備中央町 総務課 716-1192 岡山県加賀郡吉備中央町豊野1-2

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 古備中央町 税務課 716-1192 岡山県加賀郡吉備中央町豊野1-2

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数					
評価対象の	事務の対象人数は何人か	[	1万人以上10万人未	≒満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上 3) 1万人以上10 4) 10万人以上35) 30万人以上	1万人未満 )万人未満
	いつ時点の計数か	令和	11年5月30日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和	]1年5月30日 時点			
3. 重大事	故					
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	<b>価書の種類</b>				
[   基礎	項目評価	書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	「重点項目評価書 「全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ』	重点項目評	価書又は全項	目評価書において、リスケ	ク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシステ	テムを通じ	た入手を除く	,)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	ま(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を	<b>除く。)</b> [	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続	しない(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢>	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択版> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・注	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ] 外部監	·查
9. 従業者に対する教育・唇	発					
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		く選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) ナ公に行っていない	ている

変更箇所

L H		第1300 x H +	章 (1) 多州 <del>十</del>	C# +0 -1 - G*	
炎更日	項目	変更肌の記載	変更後の記載	<b>提出時</b>	提出時期に徐る説明
平成29年6月15日	I-1 ③システムの名称	収納消込システム	収納消込システム、統合宛名システム、中間 サーバー	事後	
平成29年6月15日	I5 ②所属長	税務課長 木村二昭	稅務課長	事後	
令和1年5月30日	Ⅳ リスク対策	なし	全面追記する。	事後	
令和3年9月1日	I4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 27、42、45及 び46項	番号法第19条第8号 別表第二 27、42、45及 び46項	事後	